

マイホームの夢を叶えます！ JA住宅ローン

変動
金利

年 **0.900** %

[店頭標準金利年 2.875% ⇒ 下記金利引下げ条件により 1.775%~1.975%引下げ]

当初
10年
固定

年 **2.400** %

[店頭標準金利年 4.600% ⇒ お取引条件により年 2.200%引下げ]
当初固定金利適用期間の終了後は、終了時点の店頭標準金利から 1.500%引下げ

(2025年10月1日現在)

【引下げ金利の適用条件】

※上記金利が適用されるお取引条件は、以下となります（それぞれ新たにご契約される方も含みます）

- ①給与振込 ・変動金利の場合 → いずれか1つで1.100%を適用
- ②JAカード → いずれか2つで0.900%を適用
- ③JAバンクアプリプラス ・固定変動選択金利 → いずれか2つで最大引き下げ金利を適用


*金利は金利情勢の変化等により、変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
*店頭金利および引き下げ幅は毎月見直しを行います。
*お申し込みにあたりまして、当JAの審査基準に満たない場合、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
*その他詳しくは窓口までお問い合わせください。



団体信用生命共済への加入料0円

3大疾病補償保険もご用意しております。

ご希望により「3大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に年0.1%の利率が加算されます。

 **JA八千代市 融資課**

詳細は店頭窓口またはJAホームページまでお問い合わせください。

JA八千代市 住宅ローン

検索 

担当 中山

(直通) 047-459-8122

千葉県八千代市大和田新田640-1 FAX 047-450-8009

【商品概要説明書】								
	一般型（自己資金20%）		100%応援型			住宅ローン（新築・購入コース）		
お使用	◎借入申込者またはご家族が常時居住するための住宅及び土地を対象として、以下の必要な資金にご利用いただけます							
	①住宅の新築 ②土地の購入（5年以内に住宅を新築し、居住する予定のあること）（一般型のみ） ③新築住宅の購入（土地付住宅及び分譲マンションを含む） ④中古住宅の購入（土地付住宅及び分譲マンションを含む） ⑤住宅の増改築・改装・補修 ⑥その他諸費用（詳しくは、JA窓口までお問い合わせ下さい） ⑦現在、他金融機関から借入中の住宅ローンのお借換（一般型のみ）					①住宅の新築 ②土地の購入（2年以内に新築し、居住する予定がある事） ③新築住宅の購入（土地付住宅及び分譲マンションを含む） ④中古住宅の購入（土地付住宅及び分譲マンションを含む） ⑤住宅の増改築・改装・補修		
借入期間	◎10万円以上1億円以内		◎10万円以上1億円以内			◎10万円以上1億円以内		
	融資限度額は、所要資金の80%以内 （マンションの場合は75%以内）かつ 担保価格の範囲内となります		融資限度額は借入対象物件の担保評価額 に保証料、長期火災共済掛金、仲介料 登記手数料、不動産取得税、消費税等住宅取得に かかる諸費用を加えた金額の範囲となります			ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分 比率の範囲内とします。詳細については、お近くのJA窓 口までご相談ください		
ご利用 いただける方	◎組合員または組合員となる資格を有する方							
	◎お借入時の満年齢が18歳以上66歳未満の方で最終返済時の満年齢（※）が80歳未満の方 ※最終返済時の満年齢が80歳以上となる方は、借入申込者と同居または同居予定の20歳以上のお子様との連帯債務（親子リレー返済）にさせていただく必要があります ◎原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方 ◎前年度税込年収が150万円以上ある方（一般型） ◎前年度税込年収が300万円以上ある方、ただし自営業の方は過去3年の各年所得金額が300万円以上でかつ当JAが定める条件を満たしている方（100%応援型） ◎団体信用生命共済に加入が認められた方 ◎当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方（別途保証料が必要） ◎その他、当JAが定める条件を満たしている方							
借入利率	【変動金利型】 ◎変動金利を選択された期間中のお借入利率は、基準日（4月、10月の各1日）の当JAの基準利率（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6、12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。							
	【固定金利選択型】 ◎固定金利を選択された期間中のお借入利率は年動しません ◎固定金利特約期間終了後、変動金利型に切り替えとなります。お申し出により、その時点の当JA所定の固定金利の特約を再度設定することが出来ます ※その際の利率は当初借入時と異なる可能性があります。							
担保	◎お借入対象となる土地・建物に対して第1順位の抵当権を設定させていただきます（担保設定手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます） ◎担保物件については、火災共済（保険）に加入いただき、共済（保険）金請求権に質権を設定させていただく場合もございます。							
保証	◎当JAが指定する保証機関（千葉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけます（別途保証料が必要）							
保証料	◎一括前払い・分割払いのいずれかを選択する事が出来ます							
	①一括払い方式（【例】借入額1000万円あたりの保証料）	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年
	（千葉県農業信用基金協会の場合）	0.20%の場合	87,510	150,130	191,370	205,580	216,420	228,970
	②分割払い方式 約定返済日の元金返済に合わせ保証料をお支払いいただきます 一般型は年0.1%～年0.2%、100%応援型は年0.1%～年0.4%、新築・購入コースは年0.1%～年0.4% 別途、一律保証料30,000円（一般型）、50,000円（100%応援型）、33,000円（住宅ローン新築・購入コース）をお支払いいただきます							
ご返済方法	◎元利均等返済または元金均等返済のいずれかを選択することができます ◎毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます （ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済分は借入額の40%以内）							
手数料	◎事務取扱手数料・全額繰上返済手数料・一部繰上返済手数料・条件変更手数料等については、JA窓口までお問い合わせ下さい							
留意事項	※団体信用生命共済に加入していただきます（共済掛金はJAが負担）※審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい※ローン商品の詳しい内容は店頭説明書をご用意しております※店頭にて返済額の資産を承っております※引下げ後の金利適用期間中に返済の滞り等が発生した場合には引下げ後金利の適用を中止し店頭金利に引き上げさせていただきます※繰上返済を行う場合や条件を変更する場合には別途、JA所定の手数料がかかります							
正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済							
	年齢	加入可能な加入時の年齢は、20歳から50歳までとなります						
ご加入について	告知	今までに悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含む）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことはできません。健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でない事を告知されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りする事があります。※共済金額（借入金額）が5,000万円を超える等の場合は、医師の審査を受けていただきます。（健康診断結果表等の内容によっては医師の審査に代えることが出来る場合があります。）						
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください						
共済金のお支払いの概要	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。※約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。							
		1. 死亡されたとき 2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき 3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し以下の状態になられたとき						
共済金が支払われ無い場合	悪性新生物（がん）	保証期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます						
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき						
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき						
被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いが出来ません ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在及び過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でない事を告げ契約が解除された時（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）[ただし、支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます]③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられた時（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは障害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられた時（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等共済契約の全部または一部が取り消され、または解除された時（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金） ※上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減される場合があります								
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明書（要約）」、「申込書ご記入案内」、「団体信用生命共済のしおり」及び「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。								